

# 紹介状なしに当院を

## 受診される患者さんへ

この度、一定規模以上の病院を紹介状なしに受診される場合は、医療費とは別に定額の徴収を責務とするという規定が厚生労働省より出されました。

つきましては、平成 28 年 4 月 1 日よりこの規定に従い紹介状なしに当院を受診される患者さんについては、選定療養費として医療費とは別に下記金額をご負担頂くこととなりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

**初診時 : 5,400円(税込)**

**再診時 : 2,700円(税込)**

※再診時選定療養費については、当院医師が他院への紹介を申し出た後も、引き続き当院を受診された方が対象となります。(予約の方は除く)

※救急車で来院された方や入院された方など初診、再診を問わず選定療養費の対象とならない場合があります。

高松赤十字病院 院長